



## 医療事故による和解について

亀山市は、この度、亀山市立医療センターにおける令和2年に発生した医療事故について、相手方と和解を成立させる方向で合意に至りました。

これにより、関連する手続きを議案として12月議会へ提案します。

和解に関する内容については、令和2年3月19日の時間外に亀山市立医療センターを受診した患者様が、当直医の診断誤りが原因で同年3月23日に死亡したとして、遺族から損害賠償を求め令和5年2月21日（本市受付：令和5年3月29日）に提訴されました。

この件について解決を図るため、裁判所から損害賠償の額を1,500万円とする和解案が示されたところ、双方が合意に達しましたので、損害賠償の額を定めようとするものです。

今後、このような医療事故発生の防止に努めますとともに、市民の皆様が安心して医療を受けていただけるよう万全を期してまいります。